

江府町告示第50号

令和6年8月2日

江府町長 白石 祐 治

第5回江府町議会8月臨時会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和6年8月9日

2、場 所 江府町役場議場

3、付議事件

1. 議会の委任による専決処分の報告について（江府町人権文化センター建設工事請負契約変更）
2. 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
3. 令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第3号）
4. 令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
5. 令和6年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
6. 令和6年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
7. 江府町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○開会日に応招した議員

加 藤 邦 樹

加 藤 周 二

芦 立 喜 男

森 田 哲 也

川 端 登志一

阿 部 朝 親

三 輪 英 男

長 岡 邦 一

川 端 雄 勇

○応招しなかった議員

三 好 晋 也

第5回江府町議会8月臨時会会議録（第1日）

令和6年8月9日（金曜日）

議事日程

- 日程第1 議席の変更
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 常任委員会委員の選任
- 日程第6 議会改革調査特別委員会委員の選任
- 日程第7 報告第5号 議会の委任による専決処分の報告について（江府町人権文化センター建設工事請負契約変更）
- 日程第8 議案第60号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第9 議案第61号 令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第62号 令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第63号 令和6年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第64号 令和6年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第65号 江府町固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

| | | |
|---------|----------|---------|
| 1番 加藤邦樹 | 2番 加藤周二 | 3番 芦立喜男 |
| 4番 森田哲也 | 5番 川端登志一 | 6番 阿部朝親 |
| 7番 三輪英男 | 8番 長岡邦一 | 9番 川端雄勇 |

欠席議員（1名）

10番 三好晋也

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤原 靖

説明のため出席した者の職氏名

町長 白石 祐治 副町長 八幡 徳弘
教育長 富田 敦司 総務課長 生田 志保
住民生活課長 松原 順二 産業建設課長 末次 義晃
会計管理者 佐々木 康二

午前10時00分開会

○副議長（阿部 朝親君） おはようございます。

三好議長から欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員数は9名です。

地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、令和6年第5回江府町議会8月臨時会を開会いたします。

開会に先立ち、令和6年7月21日執行の江府町長選挙において、白石祐治氏が当選されましたのでご報告をいたします。

ここで、町長の発言を許可いたします。

町長。

○町長（白石 祐治君） 失礼いたします。発言の機会をいただきましたので私の所信表明をさせていただきます。5日間の選挙戦を終えまして無事に3期目の当選を果たすことができました。議員の皆さまをはじめご支援いただきました多くの町民の皆様から心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。私にとっては初めての選挙戦となりました。選挙カーで町内をくまなく巡回するだけでなく、個人演説会を7箇所で開催させていただきました。全ての集落で個人演説

会を開催する余裕が無かったのは残念でしたが、どういう考え方で町政を進めていこうとしているのかを話す機会が作れたのは良かったのかなと思っております。巡回させていただく中で、暑い中草刈りで汗を流しておられる姿もたくさん目にしました。集落に点在する空き家もたくさん見かけました。人口減少が進んでいる町の様子を目の当たりにして、何とかしなければという思いが高まりました。また、ご高齢の方から信頼しているからお願いしますと言われ、握手をしていただいたときにはとても感動いたしました。舗装されていなかった道が舗装されて除雪がしやすくなったと喜んでいただいた方もありました。選挙戦を通じて町民の皆様の現在の暮らしを守ることの大切さを改めて感じました。当たり前のことなので、今までことさら触れることありませんでした。しかし、これからはそうした生活に密着した行政について更に改善を試みるとともに町報や動画を通じて知っていただく機会を増やそうと思います。また、つい先日、山形県の西川町というところに西部町村会で視察に出かけました。そこでは具体的なテーマをたくさん作って住民の皆さんと対話会というのもやっておられて、ニーズを掬い上げるのにこれはいいなというふうに感じたところでもありますので、またこういったことも検討してみたいなと思いました。そして、私と住民の皆さんを繋ぐ大きな役割をしているのが職員でございます。その職員にもこの当選が決まった後すぐに指示を出したところです。町の皆さんから職員を通じていろいろな提案、要望、こういったことがなされると思います。それをどんな小さなことでも町長まで上げますとその場でお話をしてくださいというふうに言いました。そして、それは必ずその場だけの話ではなくて必ず私に報告してほしいと。その後、いただいたお声をどのように対応するのかは私が責任を持って決めるということをお約束したいと思います。最後になりますが、人口減少かなり厳しいものがございます。このまま今までどおり現状維持するというだけでは町が衰退していくのは本当に目に見えています。間違いありません。町民の皆さんの現在の暮らしを守りながら未来に向けての施策を打っていくことで江府町をより良い町にしてくる考えに変わりはありません。誰もが楽しく暮らせる魅力ある江府町の未来をつくっていきたいと思います。議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げ私の所信表明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（阿部 朝親君） 同じく、江府町議会議員再選挙において当選されました加藤邦樹君を紹介いたします。

加藤邦樹君。

○議員（1番 加藤 邦樹君） 皆さんおはようございます。加藤邦樹でございます。

再び町政に関わることができて非常に、今、重圧に押しつぶされそうなんですけども、選挙の

ときに言っておりました。やはり人口減少に向かって突き進んでいく町政をなんとかしたいという気持ちに変わりはありませんので、また皆さん、いろいろ、私、いろんなことを言うかもしれませんが、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○副議長（阿部 朝親君） 言い漏らしましたが、今般、写真撮影があるということでございますので、ご了解をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

それでは、本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、日程に先立ち、傍聴の方にお願ひをいたしますが、傍聴規則に従ひ傍聴いただきますようお願いをいたします。

直ちに議事に入ります。

日程第1 議席の変更

○副議長（阿部 朝親君） 日程第1、議席の変更を行います。

今回、新たに当選された加藤邦樹君の議席に関連し、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の変更をいたします。

変更した議席は、現在ご着席のとおりです。

日程第2 議席の指定

○副議長（阿部 朝親君） 日程第2、議席の指定を行います。

今回、当選された加藤邦樹君の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって1番に指定します。

日程第3 会議録署名議員の指名

○副議長（阿部 朝親君） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、副議長において、7番三輪英男議員、8番長岡邦一議員の両名を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○副議長（阿部 朝親君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部 朝親君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日と決定いたしました。

日程第5 常任委員会委員の選任

○副議長（阿部 朝親君） 日程第5、常任委員会委員の選任を議題といたします。

加藤邦樹君に係る常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条の2の規定により、副議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部 朝親君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名いたします。

加藤邦樹君は、教育民生常任委員会委員に選任することを決定いたします。

日程第6 議会改革調査特別委員会委員の選任

○副議長（阿部 朝親君） 日程第6、議会改革調査特別委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りします。

議会改革調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定によって、副議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部 朝親君） ご異議なしと認めます。

従って、加藤邦樹君は、議会改革調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

日程第7 報告第5号

○副議長（阿部 朝親君） 日程第7、報告第5号、議会の委任による専決処分の報告について（江府町人権文化センター建設工事請負契約変更）を議題といたします。

町長から報告をお願いします。

○町長（白石 祐治君） 報告第5号でございます。議会の委任による専決処分の報告についてでございます。江府町人権文化センター建設工事請負契約の変更でございます。本案は、地方自治法第180条第1項の規定により、江府町人権文化センター建設工事の契約変更について、専決処分しましたので同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当から説明させますのでお聴き取りください。よろしく願いいたします。

○副議長（阿部 朝親君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 本日、担当の谷田課長が欠席でございますので、私のほうから報告をさせていただきます。議案書の2ページ目をご覧ください。専決処分書を付けております。今回の工事の契約の変更につきましては、工期の変更でございます。書いてありますように完工期日、令和6年7月30日でありましたものを、令和6年8月14日に変更するものでございます。変更の理由といたしましては、関連工事であります防災無線N T T関連及び町内L A N移設工事が7月29日から始まっておりますが、児童館との取り合いの補修及び最終クリーニングが8月にずれ込み、完成検査及び手直し後の検査等含めて完工期日の延長が必要となったものでございます。江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を得た契約を変更する場合において工期について年度を超えない範囲で変更することが議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について規定する事項にあたるため専決処分としたものでございます。説明は以上です。

○副議長（阿部 朝親君） 日程第7、報告第5号は、報告のみであります。この際質疑があれば行います。質疑ありませんでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部 朝親君） ないので質疑を終結します。

以上で報告は終了いたします。

日程第8 議案第60号

○副議長（阿部 朝親君） 日程第8、議案第60号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第60号でございます。損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。本案は、町内施設で発生した物損事故について、賠償額を定め和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を得たく、提案いたします。なお、内容の詳細につきましては、担当から説明させていただきます。

○副議長（阿部 朝親君） 生田課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第60号についてご説明申し上げます。議案をご

覧ください。本件の和解の相手方は、江府町内在住の個人の方でございます。和解の要旨です。損害賠償金4万3,302円を支払う。こちらは、ブレーキパイプの修理費と燃料パイプの修理費となります。事故の概要です。令和6年7月18日午後4時20分頃、江府町山村開発センター前駐車場におきまして和解の相手方が陶芸教室に行かれるために自家用車を駐車した際に排水溝のグレーチングが跳ね上がり車の下部のブレーキパイプ及び燃料パイプが破損したというものでございます。修理代を支払うことによって終結したいと考えております。なお、治療費、休業損害、慰謝料及び代車代等の賠償はございません。説明は以上です。

○副議長（阿部 朝親君） これより議案第60号の質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

川端登志一議員。

○議員（5番 川端登志一君） この案件についての意義はございませんが、再発防止等の処置はされているかお伺いします。

○副議長（阿部 朝親君） 生田課長。

○総務課長（生田 志保君） 措置を行っております。ありがとうございました。

○副議長（阿部 朝親君） よろしいですか。

○議員（5番 川端登志一君） 承知しました。

○副議長（阿部 朝親君） その他ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部 朝親君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。討論ございませんでしょうか。

〔討論なし〕

○副議長（阿部 朝親君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第60号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部 朝親君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9 議案第61号

○副議長（阿部 朝親君） 日程第9、議案第61号、令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補

正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第61号でございます。令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第3号）でございます。本案は、令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,921万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億5,847万5,000円といたすもので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当から説明させていただきますのでお聴き取りの上ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（阿部 朝親君） 生田課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第61号についてご説明申し上げます。資料は、議案綴りと別に配付しております江府町議会本会議資料をご覧になっていただきたいと思っております。本会議資料の1ページ目でございます。今回、歳入歳出それぞれ4,921万円を追加する一般会計補正予算の概要をまとめております。まず、上段、歳入です。国庫支出金、国庫補助金2,042万円。こちらは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。後ほど歳出で説明をいたします。県支出金のうち、県補助金、農業用施設災害復旧費補助金975万円です。歳出の災害復旧工事にかかるものでございます。繰入金です、ふるさと応援基金繰入金738万円。歳出の内、4事業に充当しております。一番下の諸収入、雑入です。525万、こちらは農業用施設災害復旧費の地元負担金となります。一段上に戻っていただきまして、繰越金641万円です。この度の補正の内、一般財源として必要な額を充当することとしております。続いて、下の段の歳出をご覧ください。まず、総務費、総務管理費524万6,000円です。内訳を申し上げます。山極壽一を招聘しての講演会、関連図書購入費として63万8,000円です。総合地球環境学研究所の所長であります山極壽一氏を奥大山自然塾に招きまして、地元中高生を対象とした特別講演を行うものでございます。山極氏は人類学者、霊長類学者でゴリラの研究の第一人者でございます。また、第26代京都大学総長を務められまして、現在は環境問題等の対策を研究なさっておられます。鳥取県立図書館を通じてのご縁でありまして、世界的にも有名な方に講演していただき、そのほか、山極氏の著書他、環境関連図書の購入費用を計上するものでございます。その下です、パレット奥大山側溝修繕費432万8,000円です。パレット奥大山、大変好評いただき、皆さんにご利用いただいておりますけれども、日野方面の出入り口につきまして、先月末に国道181号道路側溝のグレーチングが落ちまして応急措置をしております。ただ

し、既に側溝の本体が崩れるような状況で危険な状態ですので、早急に改修工事を行いたいこと。それから、中央出入口脇の開渠側溝について大きな開渠であります、安全ポールで囲ってあります。歩行者が落下する危険性をはらんでおりますので、こちらと同時に蓋を設置いたしたく補正予算をお願いするものでございます。次の地域交流施設、物置の購入費26万1,000円です。奥大山パレットのフリースペースを兼ねているビストロノブの店舗の収納スペースの不足を補うために物置を設置するための経費でございます。当初、地域交流施設的设计整備時にはカフェを想定しておりましたので、レストランになったことによりまして、備蓄収納スペースが必要となってまいりました。ビストロノブさんの高い集客力は改めて言うまでもありませんけれども、今後のパレット奥大山の発展には欠かせない存在であると考えております。快適に営業を続けていただくために本予算を要求するものでございます。総務費の3件にふるさと応援基金を充当しております。次に、お試し住宅過誤納金返還金19,000円です。先程、担当課長のほうから全員協議会でご説明しておりますけれども、お試し住宅の使用料といたしまして、1泊あたり1,000円と規定しておりますが、この度、令和4年度からの17件の利用に対しまして1日当たり1,000円という徴収をしていたことが分かりました。このため、過年度に係る還付金をお願いするものでございます。続いて、徴税费、町税過誤納還付金100万円です。こちらは確定申告等によりまして町税の税額変更に伴う過納が発生した場合、還付を行っております。今年度は法人住民税につきまして、金額の大きな還付金が発生している状況でございます。現時点で当初予算額の9割程度を執行しておりまして、今後還付が発生した際の速やかな還付に対応するために今回補正予算をお願いするものでございます。その下の民生費、社会福祉費、定額減税調整給付事業2,042万円でございます。調整給付金対象者470名に対します扶助費それから通知書の送付等に係る事務費を計上しております。全額が冒頭申し上げました交付金の対象となります。同じく、老人保健施設特別会計操出金4万4,000円でございます。昨年度から2か年にかけてまして老健施設あやめのベッドの入れ替えを行っているところですが、物価の高騰によりまして、当初見込みから予算が不足することが判明いたしました。事業には、起債を充当しておりますけれども、一般財源分を操出金として計上するものでございます。その下の商工費220万円です。地域資源活用PR業務委託料です。現在、江府町の情報発信の主なメッセージとして観光から環境へでございます。今後は、環境や自然を重視したメディアでの発信が中心となりますけれども、その情報を受けて来庁された方々に対する情報の発信が不十分でありますことから、ウェブマガジン、インスタグラム、テレビ企画との連動などによりまして、自然環境や街並み景観の美しさに関心が高い、こういった方々の来訪を促そうとするものでございます。委

託事業者と庁舎内若手の職員で構成しますPR戦略チームとの共同によりまして事業を展開する計画としております。こちらにふるさと応援基金を充当しております。最後に災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費2,030万円でございます。6月22日から23日の梅雨前線豪雨によりまして、被災しました柿原地内水路の災害復旧に係るものの測定の委託料500万円。それから工事請負費1,500万円でございます。同じく、栗尾地内の農地に係ります災害復旧補助金30万円でございますが、こちらは町単独の補助事業となります。議案第61号、一般会計補正予算(第3号)の説明は以上でございます。

○副議長(阿部 朝親君) 今、説明が終わりました。

これより議案第61号の質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

1番。

○議員(1番 加藤 邦樹君) 商工費の地域資源活用PR業務委託料なんですが、具体的に決まっているというものはあるのでしょうか。

○副議長(阿部 朝親君) 副町長。

○副町長(八幡 徳弘君) 詳細はまだ受託事業者が契約が済んでおりませんので明らかにすることはできませんけれども、先程、総務課長が説明しましたようにウェブマガジンですとかインスタグラムそれから地上波のテレビ。こういったものを組み合わせて一定期間の中に集中的に江府町の景観ですとか、それから地域資源があちこちのメディア、クロスメディアというんですけれども、そういう形で露出するように準備をしていきたいという計画をしております。今年も毎年のことですが鍵掛峠という江府町は皆さんご存知のとおり強力なアイコンを持っていますので、そこが紅葉に包まれる次期にそういう情報が一齐に露出することによって来訪者を増やすと。それから度々お話が出ていますように奥大山自然塾でお見えになった方が、そのプログラムが終わった後でもう少し江府町に残っていただいて、いろいろな地域資源をご覧になったり、それからお買い物を楽しんでいただけるような、旅行中の時中情報、時の中の情報っていうんですけれども、そう形で情報を提供して出来るだけ滞在時間を長く消費金額を大きく、そういうふうな方向になるように考えているところです。これからもうちょっと受託事業者と契約が結べましたら中身を詰めて具体化を進めていきたいと思っております。

○副議長(阿部 朝親君) よろしいでしょうか。

1番、加藤議員。

○議員(1番 加藤 邦樹君) もうちょっと深く聞きたいんですが、山の情報なんかも入れられる。具体的には登山道とか、そういったものも入れられるという考えでよろしいでしょうか。

- 副議長（阿部 朝親君） 副町長。
- 副町長（八幡 徳弘君） 登山は入っていません。
- 副議長（阿部 朝親君） よろしいでしょうか。
- 議員（1番 加藤 邦樹君） はい。
- 副議長（阿部 朝親君） その他ございませんか。

3番、芦立議員。

- 議員（3番 芦立 喜男君） 災害復旧費の中に柿原は水路が壊れたけん500万円で直すよと、この栗尾の単独災害復旧補助金というのは、どういう災害がおきとったわけですか。
- 副議長（阿部 朝親君） 産業課長。
- 産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。栗尾の単独災害につきましては、田んぼの法面のずりでございます。以上です。
- 副議長（阿部 朝親君） よろしいでしょうか。
- 議員（3番 芦立 喜男君） ありがとうございます。
- 副議長（阿部 朝親君） そのほかございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（阿部 朝親君） ないので、質疑を終結します。
- 討論に入ります。
- 討論ございませんでしょうか。

〔討論なし〕

- 副議長（阿部 朝親君） 討論なしと認めます。
- 採決を行います。
- 議案第61号、本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（阿部 朝親君） 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10 議案第62号

- 副議長（阿部 朝親君） 日程第10、議案第62号、令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第62号でございます。令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）でございます。本案は、既定の予算総額3億3,222万1,000円の範囲内で歳出予算の組み替えをいたすもので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当より説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○副議長（阿部 朝親君） 松原課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします。本会議資料の3ページ目をご覧ください。国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の概要について説明させていただきます。この度は、補正額の増減はございませんで、予算内の組み替えのみでございますが、この度の補正は国民健康保険税の還付金、前年度の歳出還付分でございます。こちらのほうが今年度予算を既に超過仕掛けておりまして、29万9,000円を増額補正させていただくものでございます。こちらは予備費の組み替えで対応させていただくものでございます。以上でございます。

○副議長（阿部 朝親君） 説明がありました。これより議案第62号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部 朝親君） ないようですので、質疑を終結します。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○副議長（阿部 朝親君） 討論なしと認めます。
採決を行います。

議案第62号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部 朝親君） 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第11 議案第63号

○副議長（阿部 朝親君） 日程第11、議案第63号、令和6年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第63号でございます。令和6年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）でございます。本案は、令和6年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ44万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,820万2,000円といたすもので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当より説明させますのでお聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○副議長（阿部 朝親君） 松原課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします。議案第63号、江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）の詳細について説明させていただきます。この度の補正額44万4,000円でございますが、こちらは施設備品購入費、介護老人保健施設あやめのベッドの購入予算に伴う増額補正でございます。当初予算につきましては、1,500万、40台のベッドの予算を計上させていただいておるところでございますが、再度、参考見積りを徴収しましたところ、物価高の高騰等により現予算では執行できないことが判明いたしまして、44万4,000円の増額補正をさせていただくものでございます。財源につきましては、こちらに記載しておりますとおり起債等の増額をさせていただき、不足分を一般会計からの繰入としているものでございます。こちらについては、以上でございます。

○副議長（阿部 朝親君） 説明が終わりました。

これより議案第63号の質疑を行います。

ございませんでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部 朝親君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○副議長（阿部 朝親君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第63号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部 朝親君） 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 2 議案第 6 4 号

○副議長（阿部 朝親君） 日程第 1 2、議案第 6 4 号、令和 6 年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 6 4 号でございます。令和 6 年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございます。令和 6 年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6, 1 7 0 万 4, 0 0 0 円といたすもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当より説明させていただきますのでお聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○副議長（阿部 朝親君） 松原課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします。議案第 6 4 号でございます。令和 6 年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の詳細について説明させていただきます。引き続き、本会議資料の 3 ページ目の下段のほうをご覧くださいと思います。こちらにつきましては、3 0 万の補正額ですが、こちらも後期高齢者医療の保険料の過年度分の還付金が既に今年度すでに執行がきておりまして、これにつきまして今後に対応するために 3 0 万の補正をさせていただくものでございます。こちらについては以上でございます。

○副議長（阿部 朝親君） 説明が終わりました。

これより議案第 6 4 号の質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部 朝親君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○副議長（阿部 朝親君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 6 4 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部 朝親君） 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 3 議案第 6 5 号

○副議長（阿部 朝親君） 日程第 1 3、議案第 6 5 号、江府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 6 5 号、江府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。江府町固定資産評価審査委員会委員加持谷典範君は、令和 6 年 8 月 1 6 日で任期満了となります。地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、次の者を後任の委員に選任したいので議会の同意を求めます。選任者氏名井上裕吉。内容の詳細は、担当からご説明させますので、ご審議のうえ、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（阿部 朝親君） 松原課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします。議案第 6 5 号、江府町固定資産評価審査委員会委員の選任について詳細を説明させていただきます。本会議資料の 4 ページ目をご覧ください。現在 3 名の委員さんがおられますが、先程、提案理由のとおり 1 名任期満了で退任されますので、後任の新任を選任させていただくものでございます。お名前は、井上裕吉様。住所は武庫 1 5 9 6 番地。任期は、令和 6 年 8 月 1 7 日から令和 9 年 8 月 1 6 日までの 3 年間でございます。このほか、2 名の方については、固定資産評価委員、現在の方を記載しております。こちらについては、以上でございます。

○副議長（阿部 朝親君） 説明が終わりました。

これより議案第 6 5 号の質疑を行います。

ございませんでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（阿部 朝親君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○副議長（阿部 朝親君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第65号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（阿部 朝親君） 起立多数です。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

○副議長（阿部 朝親君） では、以上をもって、今期臨時会に付議された事件は、すべて議了しました。

よって、本臨時会は、これをもち閉会といたします。どうもご苦勞様でございました。

午前10時40分閉会
